

議案第 9 7 号

飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う改正

飛驒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例

飛驒市職員の育児休業等に関する条例（平成16年飛驒市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第18条第1号中「育児短時間勤務又は」を削り、同条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第19条の見出しを「(第1号部分休業の承認)」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第19条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第19条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の

時間数

- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第19条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第20条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第21条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第21条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の飛驒市職員の育児休業等に関する条例第19条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

飛驒市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第17条 略 (部分休業をすることができない職員) 第18条 略 (1) <u>育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務</u>をしている職員 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。_____。） <u>(部分休業の承認)</u> 第19条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務時間条例第14条の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から	第1条～第17条 略 (部分休業をすることができない職員) 第18条 略 (1) _____育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 (2) 勤務日の日数_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。<u>次条において同じ。</u>） <u>(第1号部分休業の承認)</u> 第19条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は</u> _____, 30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第14条の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から

当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業 _____ の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第76号）第61条の 2 第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第 1 号部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第76号）第61条の 2 第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第 2 号部分休業の承認）

第19条の 2 育児休業法第19条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

- (1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第20条 職員が

部分休業の承認を

該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、
毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準
として条例で定める時間)

第19条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時
間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分
に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数
に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、
配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと
その他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた
事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第
3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期
に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める
事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第20条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を

受けて勤務しない場合には、給与条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第21条 第14条の規定は、部分休業について準用する。

以下 略

受けて勤務しない場合には、給与条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第21条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

以下 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第5号)により地方公務員の育児休業に関する法律(平成3年法律第110号)が改正されることに伴い、所要の改正を行うもの。
条例の概要	(1) 部分休業を取得できる非常勤職員の対象範囲の拡大 勤務日数と勤務時間を満たす非常勤職員が対象となっていたが、勤務日数を満たす場合に取得できるよう緩和するもの。 (現行) 1日6時間15分以上 かつ 週3日以上又は年121日以上 (改正後) 週3日以上又は年121日以上 (第18条関係) (2) 部分休業の取得パターンの多様化 1日に勤務時間の始め又は終わりに2時間の範囲内(30分単位)で取得することができるものを、年度毎に以下の2つのパターンから選択可能とするもの。 ① 第1号部分休業 勤務時間の始め又は終わりに限らず、1日2時間の範囲内(30分単位)で取得する。 ② 第2号部分休業 1年度につき10日相当(1時間単位)で取得する。 (令和7年度については5日相当) (第19条～第21条関係)
市民への影響等	今までの部分休業は子の送迎での取得にほぼ限定されていたが、今後は保育園の保護者会への参加等、様々な利用が可能となり、取得職員の増加が見込まれる。
施行日	令和7年10月1日
備考	